

察えて！

静岡県内の公立高校に進学予定の生徒・保護者のみなさまへ



公立高校生のための修学支援制度

学費負担を
軽減する
制度があります



令和7年度版

学校の授業料を支援！

＼ 全員手続が必要 ／
**就学支援金
臨時支援金**

教育費の負担を軽減！

＼ 対象者のみ ／
静岡県高等学校等
奨学給付金

＼ 希望者のみ ／
静岡県高等学校等
教育奨学金

教育費の一部を貸付け！

その他
修学支援制度

- * 定時制・通信制修学資金
- * 定時制・通信制修学補助金
- * 遠距離通学費補助金



1 高等学校等就学支援金・臨時支援金

高等学校等就学支援金

(年収約 910 万円未満世帯)

及び

高校生等臨時支援金

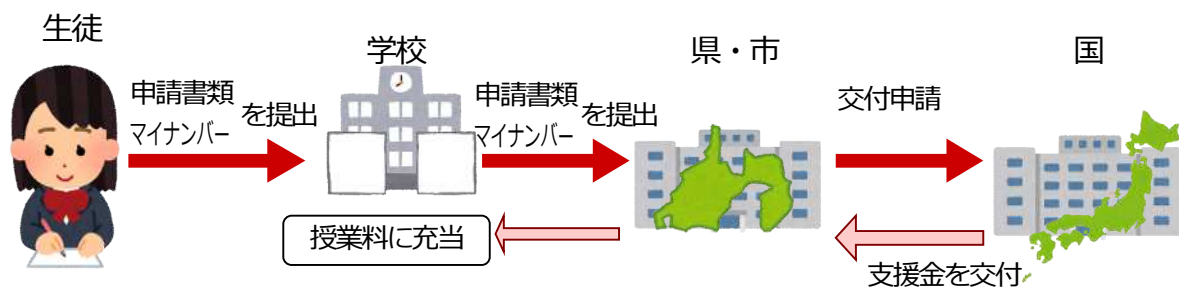
(年収約 910 万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。

◎「高等学校等就学支援金」及び「高校生等臨時支援金」とは

返済の必要のない支援金です。生徒や保護者に代わり県が受け取って、授業料（例：全日制課程 月額 9,900 円・年額 11 万 8,800 円）に充てます。

申請は基本的にマイナンバーを使用し、課税証明書等を提出していただく必要はありません。



	高等学校等就学支援金	高校生等臨時支援金 (令和 7 年度限り※3)
判定基準	保護者等の市町村民税の課税標準額※1 × 6% — 調整控除の額※2 ※1 支給を受けようとする生徒本人が早生まれの場合、課税標準額から 33 万円を控除する ※2 指定都市(静岡市、浜松市等)の場合は「調整控除の額」に 3/4 を乗じる ※3 令和 8 年度以降については、国が別途検討中	
	30 万 4,200 円未満	30 万 4,200 円以上

○ 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税割控除額）」の確認方法
課税証明書等で確認することができる場合がありますが、市町村によっては記載されていない場合があります。その際は、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

※ 申請書は全員提出する必要があります。

※ 令和 7 年 6 月現在。今後制度が改正される場合があります。

◎支援金により充当される授業料の金額

課 程	年 額 (令和 7 年度)
全日制	118,800 円
定時制 (学年制)	32,400 円
定時制 (単位制)	1,740 円×単位数 (例: 30 単位履修で 52,200 円)
通信制	336 円×単位数 (例: 30 単位履修で 10,080 円)

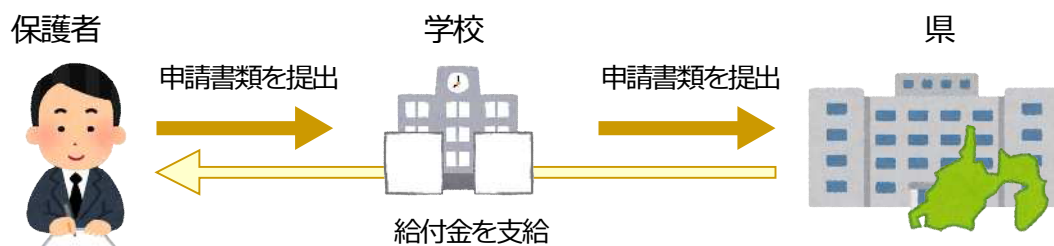
2 静岡県高等学校等奨学給付金

◎「静岡県高等学校等奨学給付金」とは

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費など）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度で、要件を満たす世帯へ申請により給付されます。

県民税所得割と市町村民税所得割が非課税※の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。

※生徒が専攻科に在学している場合は、低所得世帯及び一部の多子世帯も対象となります。



給付 対象者	次の要件をすべて満たす者（当年7月1日現在）
	☒ 保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が 非課税 ※1である ☒ 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学している ☒ 保護者等が静岡県内に居住している ☒ 生徒が支給対象である国公立高等学校等※2に在学している
	※1 生活保護(生活扶助)受給世帯又は県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の場合に該当。生徒が専攻科に在学している場合は、県民税所得割と市町村民税所得割が105,500円未満の世帯又は県民税所得割と市町村民税所得割が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯も対象。 ※2 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含む。

◎支給額（年額、金額は令和7年度）

世帯区分	給付額		
	〈全日制・定時制〉	〈通信制〉	〈専攻科〉
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円	
保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯	143,700円	50,500円	50,500円
保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が105,500円未満である世帯			10,100円
保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯			10,100円

◎申請について

高等学校等奨学給付金の受給を希望する方は、申請する必要があります。毎年7月頃に学校を通じて申請書等を配布します。

3 静岡県高等学校等教育奨学金

◎「静岡県高等学校等教育奨学金」とは

経済的理由によって修学が困難と認められる高校生を対象に、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。成績が要件となる「教育資金」と収入条件がある「奨学金」の2種類があります。

生徒本人への「貸付」なので、生徒本人が返済しなければなりません。

◎貸付月額・時期

自宅から通学	自宅外から通学	貸付利息	貸付期間	貸付時期 ※3	
18,000 円	23,000 円	無利息 ※1	1 年 ※2	4～6 月分	6 月
				7、8 月分	8 月
				9、10 月分	10 月
				11、12 月分	12 月
				1～3 月分	2 月

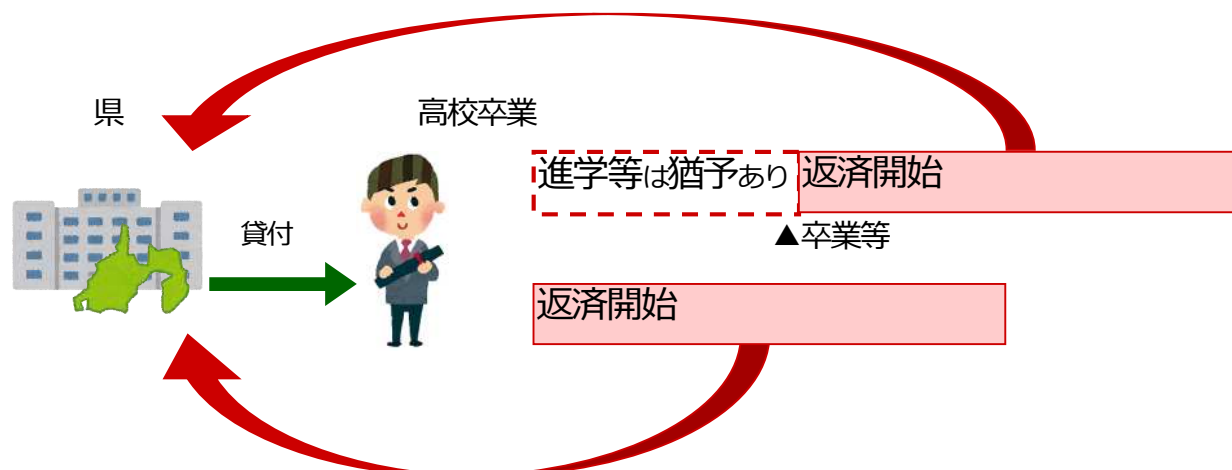
※1 ただし、返済開始後、期日までに納入がない場合は、年 10.75%の延滞利息が課されます。

※2 毎年度申請が必要です。修業年数(全日制 3 年、定時制・通信制 4 年)まで借りることができます。

※3 予約採用者は 4 月分を 4 月に貸付けます。

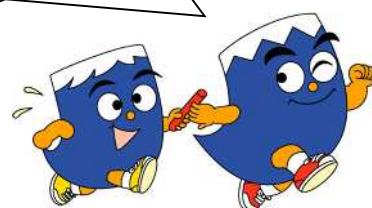
貸与条件	☒ 保護者等が静岡県内に在住している ☒ 次の A・B いずれかに該当する	
	A 教育資金	B 奨学金
	・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程に在学 ・1 年生は中学 3 年の成績の評定平均値が 3.5 以上、2 年生以上は前学年までの成績の評定平均値が 3.0 以上 ・主たる家計維持者の収入が基準額未満(4 人世帯の目安：807 万円程度未満)	・高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学 ・生活保護世帯、保護者の市町村民税の所得割額が非課税世帯又は世帯収入が基準額以下(4 人世帯の目安：425 万円程度未満)
	※ 上記の収入基準額はあくまで目安であり、居住地・家族構成等により異なります。 ※ 収入額には児童扶養手当、年金、失業給付金等も含まれます。 ※ 静岡県高等学校等教育奨学金と併せて借受け・受給できない他の奨学金があります。 ※ 連帯保証人が 2 名必要です。	

《返済のイメージ》



※ 返済方法は、毎月（27日）、半年に1回（7月27日・1月27日）、年に1回（1月27日）から選択

生徒本人への**貸付**なので、生徒本人が**返済**しなければなりません。
返済されたお金は、後輩の奨学金として使われるしくみになっています。
後輩のためにも期限を守って返済することが大切です！
納入期限を過ぎると、延滞日数に応じて年 10.75%の延滞利息が課されます。



◎申請について

申請の受付は毎年4月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、「募集のしおり」を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

4月以降も、家計の事情により奨学金の貸付が必要となった場合は、随時申請を受け付けます。

4 その他の修学支援制度

1 定時制・通信制修学資金

勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。

卒業した場合は、返済が免除されます。ただし、退学した場合は返済しなければなりません。

◎貸付月額・時期

月額	貸付利息	貸付期間	貸付時期	
14,000 円	無利息 ※1	1 年 ※2	4～8 月分	8 月
			9～12 月分	10 月
			1～3 月分	1 月

※1 ただし、返済開始後、期日までに納入がない場合は、年 10.95%の延滞利息が課されます。

※2 毎年度申請が必要です。修業年数(4年)まで借りることができます。

貸与 条件	次の用件をすべて満たす者
	☒ 生徒が静岡県内の高等学校定時制課程又は通信制課程に在学しているか、広域通信制課程に在学し静岡県内に居住している
	☒ 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満
	☒ 生徒が通年で就労している※アルバイト可
	☒ 通信制課程の場合、定められた単位を履修している

◎申請について

申請の受付は毎年 5～6 月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

2 定時制・通信制修学補助金

勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、教科書等購入費及び夜食(給食)費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。

◎補助額

教科書等購入費	教科書等を購入した実費
夜食(給食)費	1 食あたりの補助額 102 円×年間の給食を食べた回数

※ 夜食費の 1 食あたりの補助額は令和 7 年度のもの。毎年改正されます。

補 助 対象者	次の用件をすべて満たす者 ☒ 生徒が県立高等学校定時制課程又は通信制課程に在学 ☒ 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満 ☒ 生徒が当該年度 90 日以上就労している※アルバイト可
------------	---

◎申請について

申請の受付は各学校で行います。当該年度 90 日以上就労をしたら、担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

3 遠距離通学費補助金

生徒の通学に要する経費の負担軽減を図るため、通学に要する経費を負担している者に対し、経費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。

◎補助額

利用公共交通機関ごとの 1 か月分の定期券購入費の合計額から、15,000 円を引いた金額に、通学延べ月数(1・2 年生は 11 月、3 年生は 10 月)を掛けて得た額の 1/2 以内

《例》

1 か月定期額	バス 9,000 円	電車 14,000 円
	15,000 円	8,000 円
		8,000 円
	補助額 = 8,000 円 × 通学月数 × 1/2	

補 助 対象者	次の用件のいずれかに該当する生徒の通学費負担者(保護者等) ☒ 里親・保護受託者に委託されているか児童養護施設に入所している ☒ 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている ☒ 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満
------------	---

◎申請について

申請の受付は毎年 6～7 月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。その際、4 月当初の定期券を確認しますので、写しをとっておいてください。

お問い合わせ先

御不明な点は、入学を希望する高校又は県教育委員会へお問い合わせ願います。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 高校教育課 学校支援班

電話 054-221-3110・2141

メールアドレス : kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

